

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

福祉・介護施設が「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。（当法人にて 2023 年度より申請）

- A 現行の「福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)」のいずれかを取得していること。
- B 「福祉・介護職員処遇改善加算」の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 「福祉・介護職員処遇改善加算」に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

上記 C の「見える化」の要件とは、障害福祉サービス等情報公開制度や自社のホームページを活用して、同加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容を公表している、ことです。

この要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。

### 内容

#### <入職促進に向けた取組>

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

#### <資質の向上やキャリアアップに向けた支援>

- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

#### <両立支援・多様な働き方の推進>

- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

#### <腰痛を含む心身の健康管理>

- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

#### <やりがい・働きがいの醸成>

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

社会福祉法人 三喜会  
理事長 尾崎哲也